

情報通信審議会 情報通信政策部会 放送政策委員会（第2回）

諸外国における放送ネットワークインフラの 実態及び動向等について

株式会社野村総合研究所

ICT・コンテンツ産業コンサルティング部

2026年6月

NRI

Envision the value,
Empower the change



01

地上放送ネットワークインフラの課題

02

地上放送ネットワークインフラの将来像の検討の動向

03

まとめ

地上放送ネットワークインフラの課題 | 地上放送ネットワークインフラの性質

本調査における「地上放送ネットワークインフラ」とは、地上の親局・中継局を通じて世帯にテレビ放送を届ける伝送網を指す。地上放送インフラは、視聴者数によらない固定費※が発生するため、視聴者数が少ないほど視聴者一人あたりのインフラコストが高まる性質を持つ。

本調査で用いる用語の定義

■ テレビ放送：

映像番組を、スケジュールに沿って不特定多数の視聴者へ同時に届けるサービス。地上放送以外の多チャンネルサービス（有料放送チャンネル等）も含む。英語圏では「Linear TV」と呼ばれる

■ 地上放送ネットワークインフラ（地上放送インフラ）：

地上の親局・中継局を通じて、世帯にテレビ放送を届けるための伝送網

■ 地上放送：

地上放送インフラによって届けられるテレビ放送

■ 衛星放送：

衛星を通じて届けられるテレビ放送

■ 放送事業者：

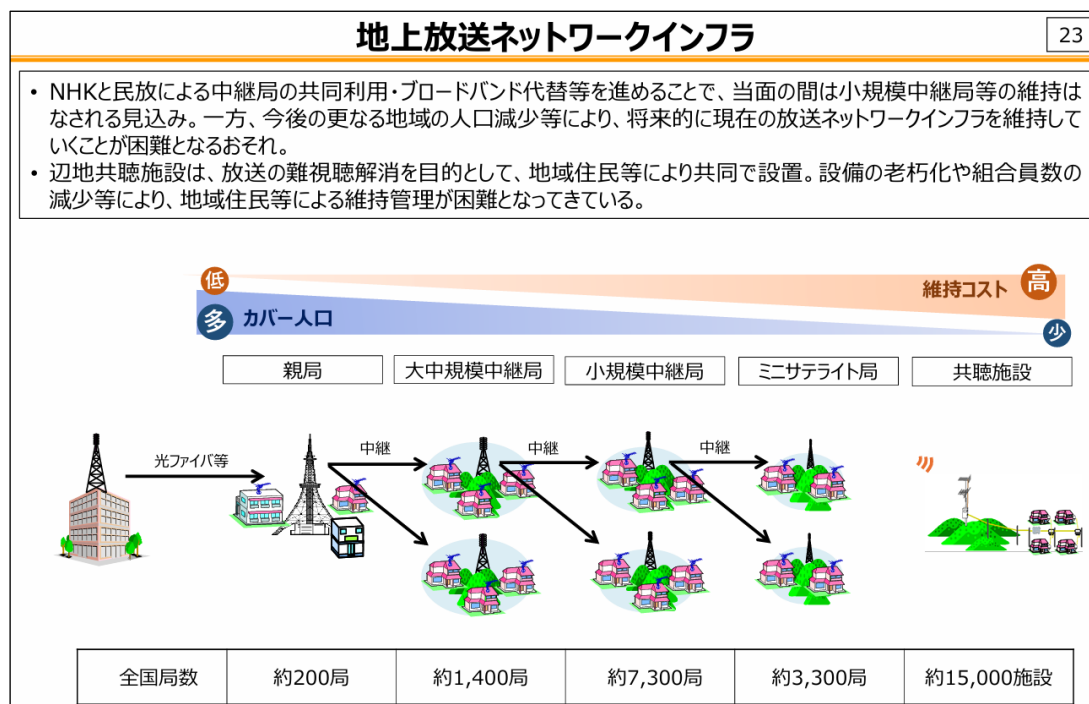
番組内容の編成権を持つ事業者(Broadcaster)

■ チャンネル：

テレビ放送において、視聴者に一つの選択肢として提供されるサービスの単位

※送信設備や保守費用が固定費となる

放送政策委員会（第1回）資料1 - 3



出所) 情報通信審議会 情報通信政策部会 放送政策委員会（第1回）資料1 - 3

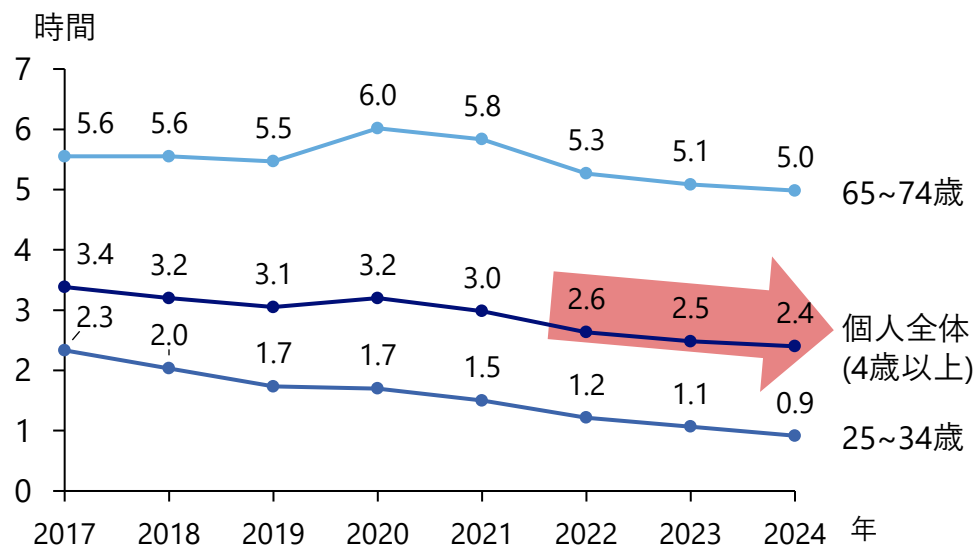
総務省情報流通行政局「放送を取り巻く現状と課題」

地上放送ネットワークインフラの課題 | テレビ放送の視聴時間の減少

英仏では、テレビ放送の視聴時間が減少している。特に若年層で減少が顕著である。

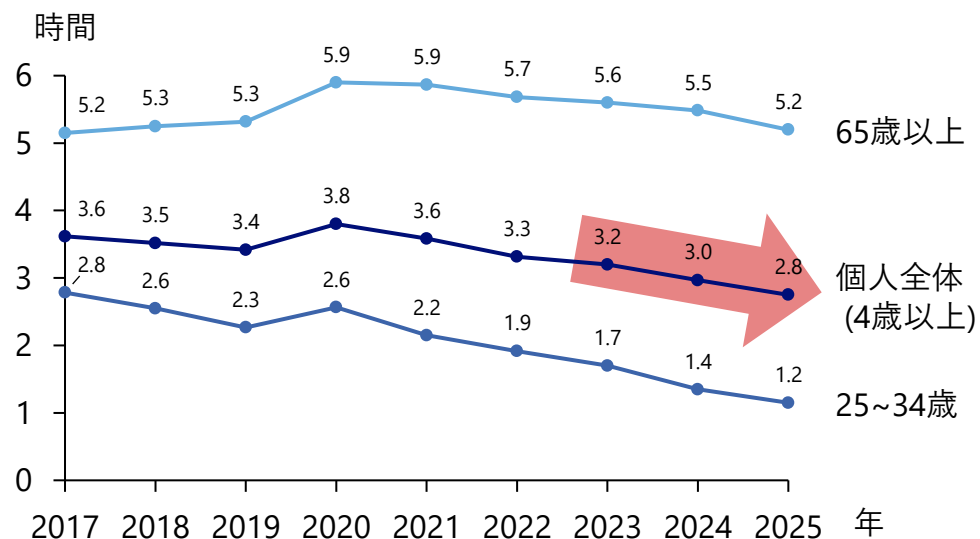
テレビ放送の視聴時間の推移

イギリス



	2019年	5年間の減少	2024年
全体(4歳以上)	3時間3分	-21%	2時間24分
25~34歳	1時間44分	-47%	55分
65~74歳	5時間28分	-9%	4時間59分

フランス



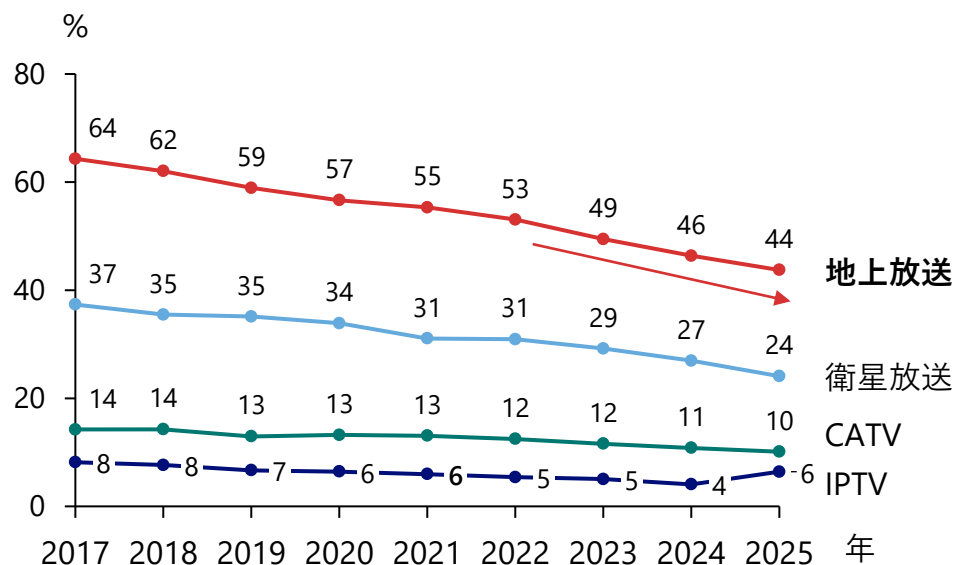
	2019年	6年間の減少	2025年
全体(4歳以上)	3時間25分	-20%	2時間45分
25~34歳	2時間16分	-49%	1時間 9分
65歳以上	5時間19分	-2%	5時間12分

地上放送ネットワークインフラの課題 | 地上放送以外のテレビ放送視聴手段への移行

英仏では、地上放送以外のテレビ放送の視聴手段への移行も進行している。

テレビ放送の手段別の利用世帯率の推移（テレビ保有世帯）

イギリス



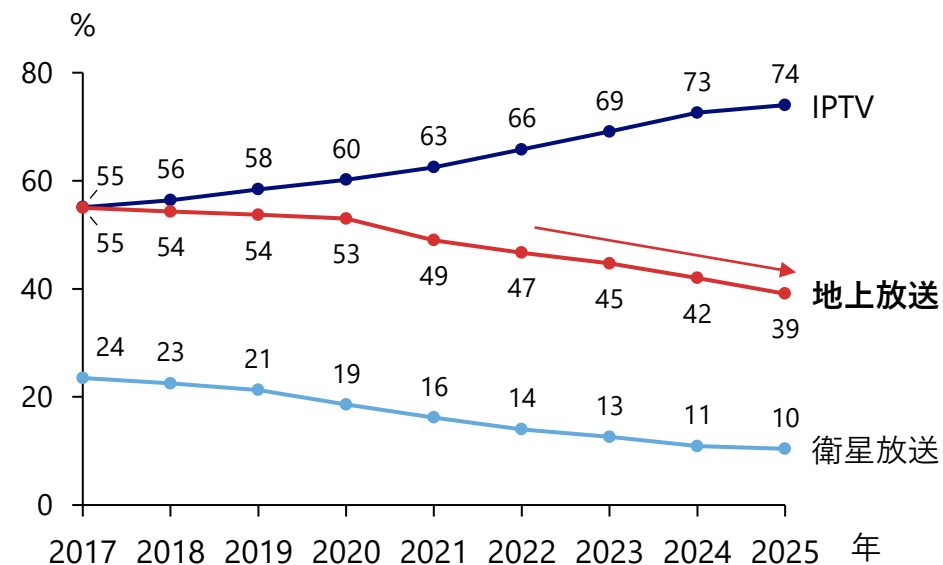
※ 1 複数の視聴手段を併用する世帯は重複してカウントされるため、合計が100%にならない

※ 2 「IPTV」は、通信事業者の閉域網型IPTVに加え、Sky StreamやFreelyなどの一部の放送事業者系のOTTを含む

※ 3 フランスのデータと指標定義を統一するため、公表データにテレビ保有世帯率（約95%）を乗じて算出した

出所) Ofcom(2025)「Communications Market Report 2025」

フランス



※ 3 複数の視聴手段を併用する世帯は重複してカウントされるため、合計が100%にならない

※ 4 「IPTV」は、インターネット経由の動画視聴は含まず、通信会社が提供する専用の閉域回線経由のサービスのみ含む(日本の「ひかりTV」に相当するサービス)

出所) Arcom(2026)「地上デジタルテレビ放送およびテレビメディアの将来に関する公開協議」

地上放送ネットワークインフラの課題 | 地上放送ビジネスの持続可能性

英仏では、地上放送の視聴者の減少に伴う視聴者一人あたりのインフラコストの高まりが、ビジネスの持続可能性に関わる課題となっている。

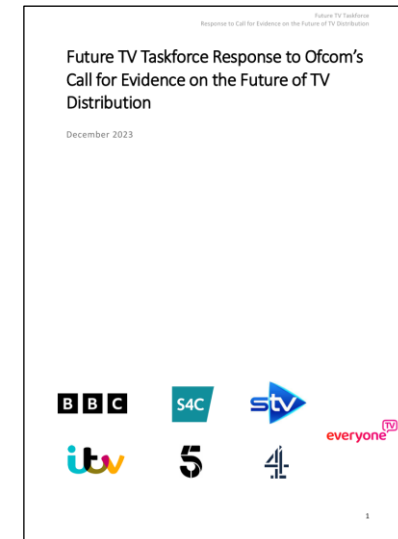
イギリスのPSB事業者の見解（BBCやITV等のPSB事業者がOfcomへ提出した共同資料で示した見解）

テレビの伝送手段が多様化し、IP配信だけでも複数のプラットフォームが存在するようになる中で、公共サービス放送（PSB）事業者に対するコスト圧力が一段と高まることは避けられない。例えば、衛星放送、そして将来的には地上デジタル放送についても、伝送コストがその便益（ユニバーサルアクセスや広告到達など）を上回る転換点が訪れると想定される。

地上波または衛星のみでテレビサービスを受信する人が減少し、その利用者が社会の一部に偏っていくほど、一人あたりの固定費は重くなる。その結果、広告収入で支えることが難しくなったり、受信料を伝送コストに充てることが正当化しにくくなったりする可能性がある。

こうした状況は、地上放送の伝送インフラを担う事業者と放送事業者の双方のビジネスモデルを揺るがす可能性がある。

出所）Future TV Taskforce(2023)「Future TV Taskforce Response to Ofcom's Call for Evidence on the Future of TV Distribution」
Ofcomからの問い「視聴者の動向が、テレビ放送のプラットフォームの財務見通しおよび持続可能性にとって何を意味するのか。また今後10年間における主要な判断点は何か」への回答から抜粋



フランス文化省メディア・文化産業総局（DGMIC）の見解

地上放送インフラは、視聴者数にかかわらず固定的な送信コストを伴う。そのため、視聴者数が減少するにつれ、視聴者一人あたりの送信コストは上昇する。

実際、（フランスでは）過去10年間で、地上放送の視聴者一人あたりに対するインフラコストは、約1.67倍に増加した。

（中略）

視聴者数の減少とエネルギー費用の上昇により、視聴者一人あたりコストが上昇しており、一部の放送事業者はこの状況が持続不可能だと主張している。中期的には、こうしたインフラコストの上昇を理由に、Canal+が有料の地上放送サービスを終了したように、一部の放送事業者が特定の地上放送サービスを取りやめる可能性がある。

出所）DGMICに対するインタビュー（2026）

地上放送ネットワークインフラの将来像の検討の動向 | 英仏の概要

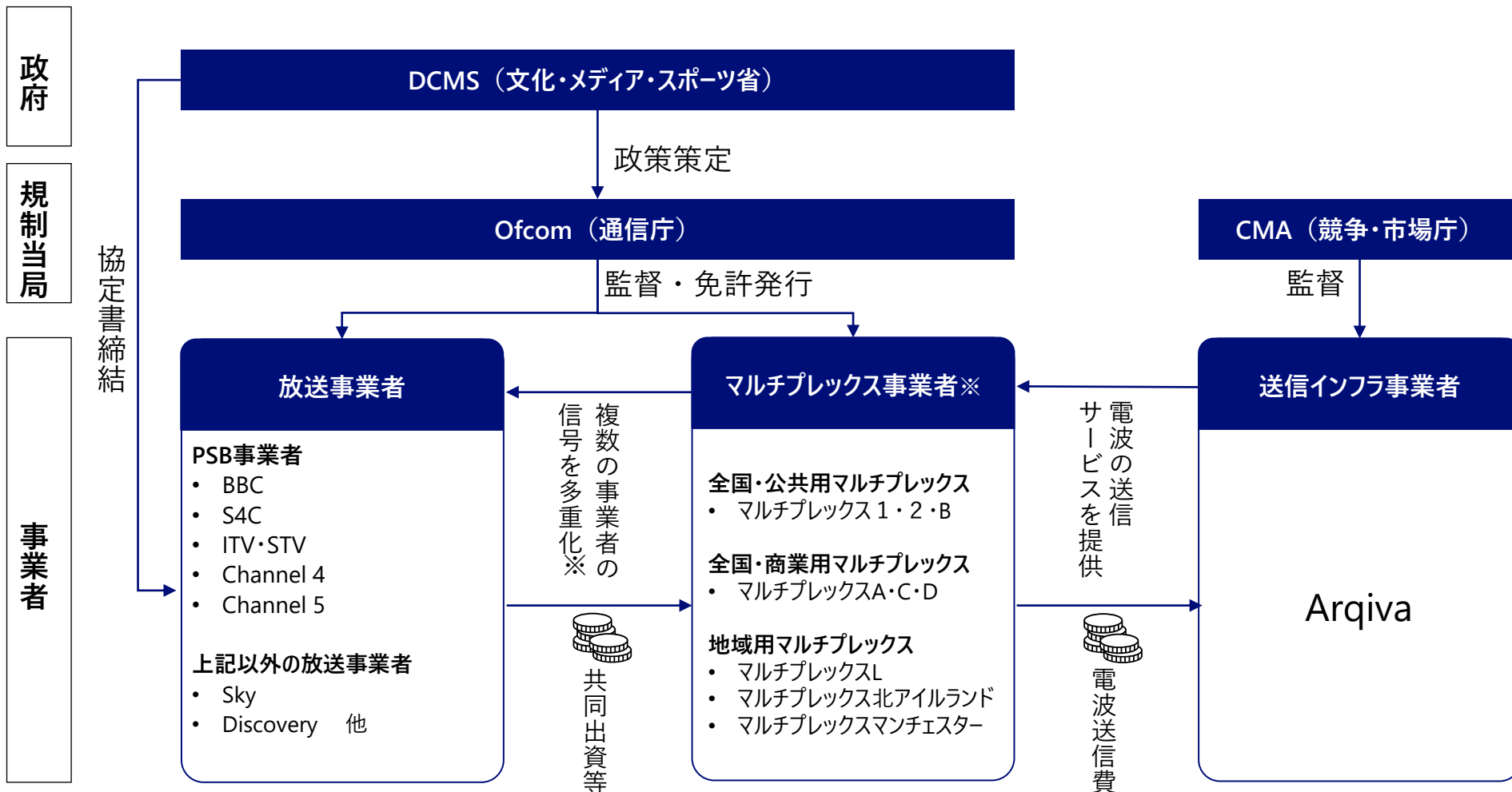
英仏では、視聴環境の変化の中、地上放送の将来像の検討が進められており、地上放送の停止とOTTへの移行も含めた3つの方向性が提示されている。

国	地上放送の現状			地上放送の将来像の検討	
	地上放送のソフト・ハード事業者の分離	地上放送の利用世帯の割合※1	ユニバーサルアクセスの規定（抜粋概要）	提示された方向性	検討の状況
イギリス	ハードとソフトの事業者が分離されている※2	44% 地上放送のみ30%	マルチプレックス事業者は以下の世帯カバー率を満たす義務がある ・全国・公共用 マルチプレックス：98.5% ・全国・商業用 マルチプレックス：90%	Future of TV Distribution ① 効率化して維持 ② 縮小 ③ 停止してOTTに移行	・DCMSの要請を受けOfcomが「Future of TV Distribution」で3つの方向性を提示（2024） ・DCMSが官民協議会を設置し、政策の具体化を議論（2024-2025）
フランス		39% 地上放送のみ14%	無料・全国向け地上放送チャンネルに、以下の義務がある ・地上放送でフランス本土人口の95%をカバー ・フランス本土人口の100%に無料で提供	2030年以降のフランスのテレビ放送に関する公開協議 ① 現状維持 ② 配信とのハイブリッド化 ③ 停止してOTTに移行	・DGMICが、3つの方向性について公開協議を実施（2025） ・議会の欧州問題委員会が、2030年以降も現行の帯域を地上放送に割り当てることを求める立場を採択(2025)
ドイツ (参考)		2.8%	公共放送に「すべての人に向けた総合的な提供」が義務づけられている （ただし、手段は地上放送に限定されていない。「総合的な」は番組ジャンルやテーマの幅広さを指す。）	2030年以降のUHF帯利用展望 ① 現状維持 ② 縮小 ③ 停止してOTT含めた代替手段に移行	・ネットワーク庁による調査報告書「2030年以降のUHF帯利用展望」で、3つの方向性を提示（2021） ・連立政権の協定が、2030年まで地上放送を維持する方針を提示（2025） ・公共放送事業者が、利用率の低い4つの送信所を停止し、衛星放送や配信での代替視聴を案内（2025）

※1 テレビ保有世帯の中での利用割合、2025年 出所）各国機関等の公開情報
 ※2 ハード事業者（送信インフラ事業者）、ソフト事業者（放送事業者）

イギリス | 地上放送に関わる規制と事業者の構造

ハード・ソフト分離の体制が採られており、ハード事業（送信インフラ事業）はArqiva一社が担う。また受信料制度によって運営されるBBCに加え、その他の4事業者も公共サービス放送（PSB）事業者として位置づけられている。



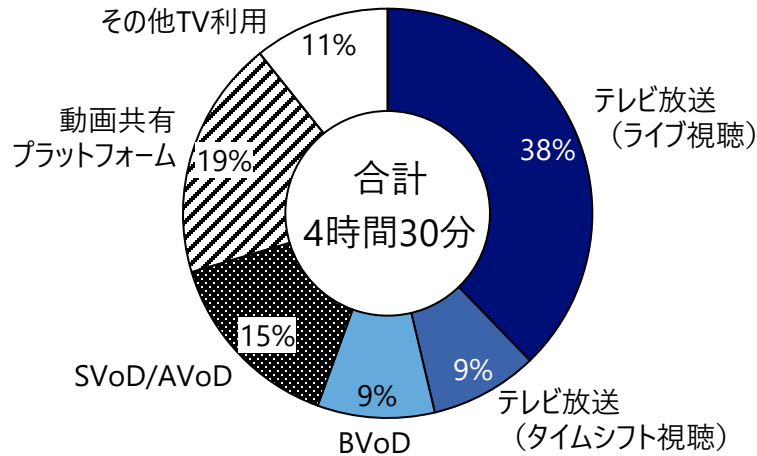
※マルチプレックス事業者・多重化については参考資料に記載
出所) 政府・規制当局等の公開情報

イギリス | テレビ放送の視聴状況

テレビ放送の視聴は家庭内の映像視聴時間の半分程度。テレビ放送の中では、地上放送系の事業者が提供する放送の視聴時間が長い。テレビ放送の視聴手段としては、地上放送の利用率が最も高いが、世帯の半分には満たず、衛星放送等も利用されている。

1日あたりの家庭内映像視聴時間（全デバイス・4歳以上個人・2024年）

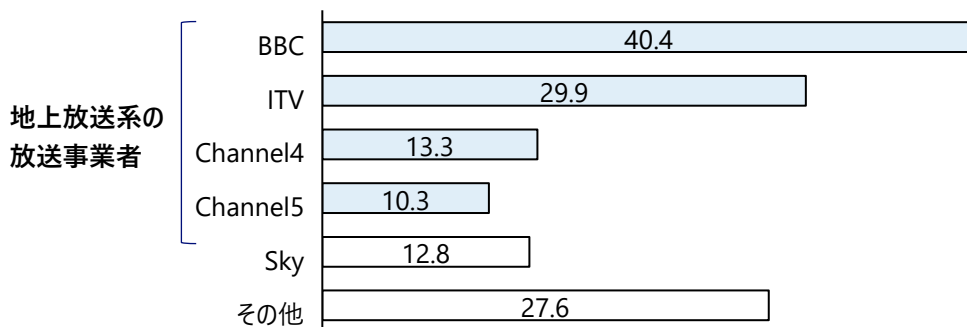
テレビ放送の手段別の利用世帯率（2025年・テレビ保有世帯）



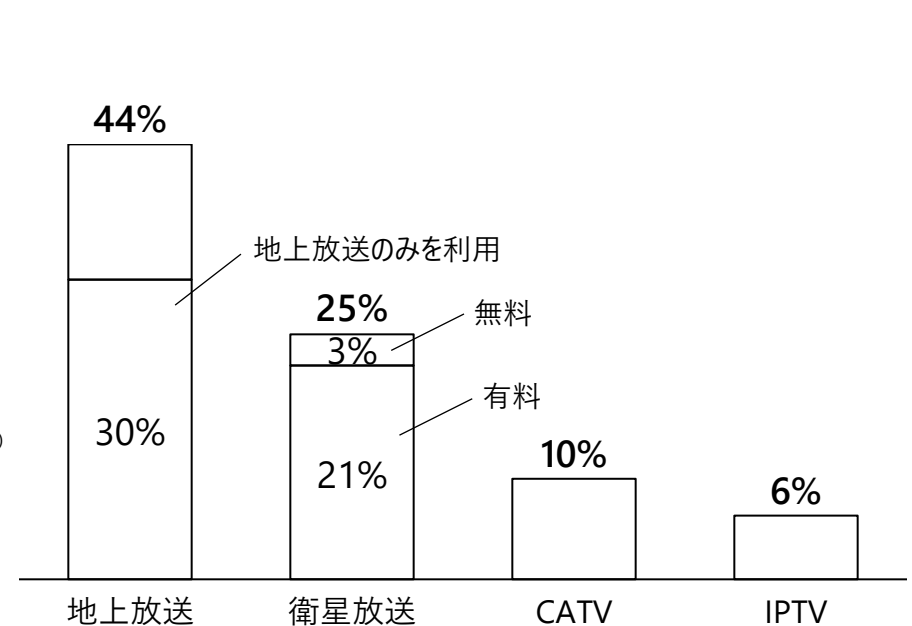
※ 1 青色が放送局系で、全体の56%を占める

※ 2 BVoD：Broadcast video on demand（放送動画オンデマンド。見逃し配信を含むVODとライブ配信の組み合わせ）

放送事業者別の1日あたりのテレビ放送の視聴時間（4歳以上個人・分・2023年）



※ 3 2023年まで小数点1桁までのデータを取得可能なため2023年度データを利用。2024年も同傾向
 出所) Ofcom(2024)「Media Nations 2024」、Ofcom(2025)「Media Nations 2025」



※ 4 複数の視聴手段を併用する世帯も存在するため、合計して100%とはならない

※ 5 「IPTV」は、通信事業者の閉域網型IPTVに加え、Sky StreamやFreelyなどの一部の放送事業者系のOTTを含む

※ 6 フランスのデータと指標定義を統一するため、公表データにテレビ保有世帯率（約93%）を乗じて算出した

出所) Ofcom(2025)「Communications Market Report 2025」

イギリス | ユニバーサルアクセスの規定

マルチプレックス事業者には、地上放送での世帯カバレッジの義務が課されている。また、BBCを含むPSB事業者は公共サービス責務を負い、2024年メディア法により、その履行手段としてテレビ放送に加えOTTも認められた。

放送のユニバーサルアクセスに関わる規定

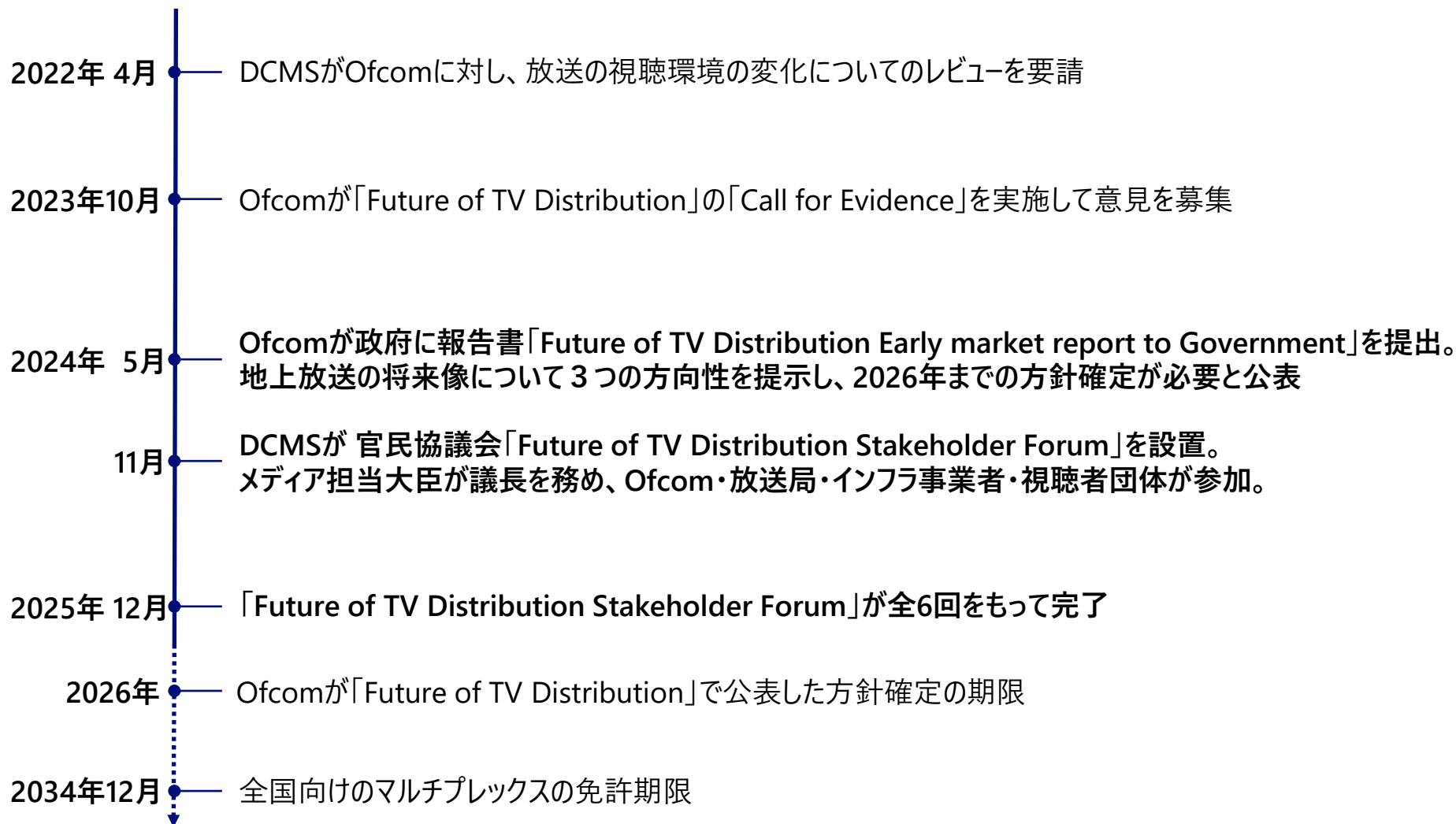
- Ofcomによる免許制度（BBCについてはDCMSとの協定書44条）に基づき、マルチプレックス事業者は以下の世帯カバーを、地上放送によって達成することが義務づけられている※
 - ・ 公共用マルチプレックス：カバー率 98.5%
 - ・ 商業用マルチプレックス：カバー率 90%※カバー率そのものが免許に明記されているわけではなく、「免許記載の送信所リストから規定の出力とパラメータで送信しつづける」という義務を負い、その結果としてカバレッジが実現される仕組みとなっている
- BBCについては、上記のカバー率98.5%に関する義務に加え、DCMSとの協定書第61条において、視聴者等がBBCの公共サービスに、便利かつ費用対効果の高い多様な方法でアクセスできるよう、合理的に実行可能なあらゆる措置を講じる義務が規定されている。また、アクセス方法の例として、地上放送、衛星放送、CATV、ブロードバンドおよびインターネットが挙げられている。

PSBの公共サービス義務に関わる規定

- PSBは、2003年通信法に基づき、ニュース、教育、地域性、多様性、子ども向け、英国文化など、公共的価値のある幅広いコンテンツを国民に届ける責務（公共サービス義務、Public service remit）を負っている
- 従来は公共サービス義務はテレビ放送によって果たされることが前提だったが、2024年メディア法により2003年通信法が改正され、公共サービス義務を果たす手段がテレビ放送だけでなく、OTTにも拡張された

イギリス | 地上放送の将来像の検討のタイムラインと関係者

DCMSの要請を受けて、Ofcomが地上放送の将来像の3つの方向性を提示した。
その後、DCMS設置の官民協議会で検討が行われ、2026年中に方針が確定する見込み。



イギリス | 地上放送の将来像の検討で示された方向性と論点

「Future of TV Distribution」で示された3つの方向性を踏まえ、DCMSは政策の具体化のため官民協議会「Future of TV Distribution Stakeholder Forum」を設置した。協議会はメディア担当大臣が議長を務め、Ofcom・放送局・インフラ事業者・視聴者団体が参加した。

「Future of TV Distribution」で示された地上放送の3つの方向性

1. 効率化：継続投資により地上放送を効率化して維持する（DVB-T2の導入等）
2. 縮小：主要な公共サービス・ニュース等の最小限のチャンネルに絞って地上放送を維持し、コストの低減を図る
3. 廃止：視聴者のネット接続・利用支援を進めながら、2030年代にかけて地上放送を終了しインターネット配信へ移行する

「Future of TV Distribution Stakeholder Forum」における主な論点

ワーキンググループ	主な論点	具体的な議論
TVセクター	商業放送を含む市場全体の競争環境	地上放送への新規参入や新しいサービスが成立する競争的環境をいかに確保するか
	テレビ放送とインターネット配信の連携	双方向機能、巻き戻し、早送り、オンデマンド視聴など、テレビ放送とインターネット配信との連携が新たなソリューションとしてどのような価値を提供できるか
	PSBへのユニバーサルアクセス	ニュースのように中核的なコンテンツへのユニバーサルアクセスをいかに確保するか
インフラ	地上放送を維持する場合の費用	2034年以降も地上放送を維持する場合の費用はいくらかかるか、どうすれば費用を下げられるか
	インターネット配信に完全移行する場合のネットワーク負荷	仮にインターネット配信に完全移行した場合、ネットワークがピーク視聴負荷に耐えられるか
視聴者	PSBへのアクセシビリティ	インターネット経由での視聴環境においても、視聴者のPSB視聴が維持されるか
	インターネット経由での視聴におけるユーザビリティ	従来のリニア放送に慣れ親しんできた視聴者が感じるインターネット経由での視聴における使いにくさをどこまで解消できるか

イギリス | 地上放送以外での放送コンテンツの伝送

PSB事業者の合併会社であるEveryone TVが、地上放送・衛星・OTTに対応した無料サービスを提供し、地上放送以外でも、PSBを中心とした無料テレビへのアクセスが確保されている。無料衛星放送のFreesatは、法律が定める再送信義務にも対応したものである。

主要なPSB事業者※による合併会社Everyone TV (旧Digital UK) が提供する無料テレビサービス

サービス名	開始年	伝送手段	概要
Freeview	2002年	地上放送	基本となる地上放送のプラットフォーム
Freesat	2008年	衛星放送	無料衛星放送のプラットフォーム。BBCとITVの共同事業として開始され、現在はEveryone TV傘下
Freeview Play	2015年	地上放送 + インターネット配信	Freeviewに、BBC iPlayer等の放送事業者の配信サービスをHbbTVを用いて統合したハイブリッド型サービス
Freely	2024年	OTT	対応するスマートTVやストリーミングデバイスで無料テレビを提供するサービス

※BBC、ITV、Channel 4、Channel5が参加 (STVとS4Cは合併会社には参画していないが、Everyone TVのサービスへのチャンネル提供はしている)

出所) Communication Act 2003、マルチプレックスライセンス、BBC協定書等

衛星放送での地上放送チャンネルの再送信義務

- 主要なPSBチャンネルはOfcomが指定するmust-carry listに含まれ、衛星放送でも地上放送のチャンネルを提供する義務が課されている
- この義務に対応し、Everyone TVはFreesatを運営し、放送事業者の費用負担のもとで、地上放送の主要チャンネルを衛星経由でも提供している
- このチャンネルには、地域別放送を含むBBCおよびChannel 3のチャンネルも含まれ、これらが衛星経由でも提供されている
 ※受信機に設定された番号に基づいて自動でエリアが選択される

Freelyによるアンテナ非保有世帯への地上放送コンテンツの伝送

- Freelyでは、地上放送アンテナを持たない世帯でも全てのFreeviewチャンネルを、単一のアプリを介して配信で視聴できる (アンテナを接続した対応CTVであれば、地上放送チャンネルの視聴も可能)

Freelyのユーザーインターフェース



対応テレビのリモコンにFreelyボタンが設置

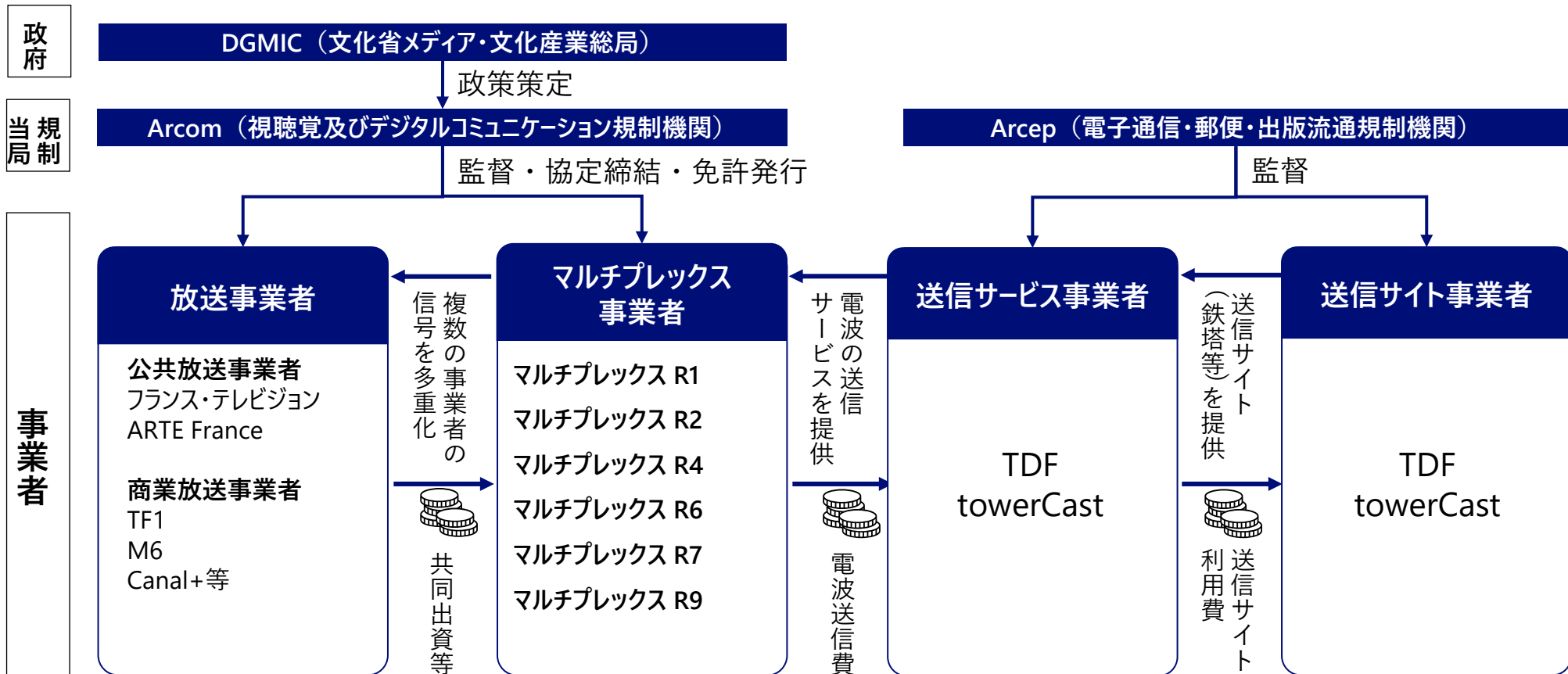


出所) Freely公式サイト

フランス | 地上放送に関わる規制と事業者の構造

ハード・ソフト分離の体制が採られている点はイギリスと同様だが、競争促進を目的としてハード事業が送信サービス事業と送信サイト事業が区別され、かつ二社の競争が存在する点が違い。

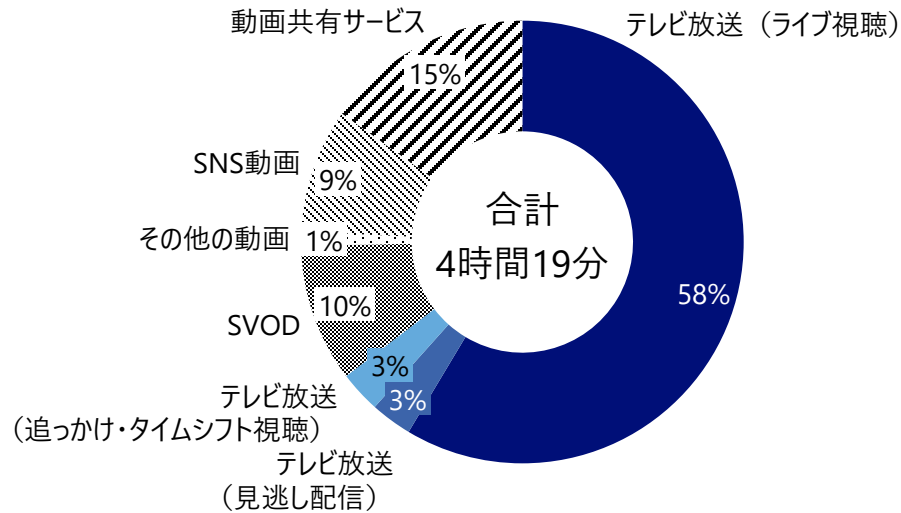
- インフラコストの低減を目的としたArcepによる競争促進施策のもと、従来TDFが独占していた送信インフラ事業にtowerCastが参入した
- さらに同施策のもと、TDFにはtowerCastに対して送信サイトを開放することが義務づけられ、送信サービス事業と送信サイト事業が分離された
 - 送信サービス：送信サイトに送信機を設置し、電波を送信するサービス
 - 送信サイト：送信設備を設置する鉄塔等の物理的な施設



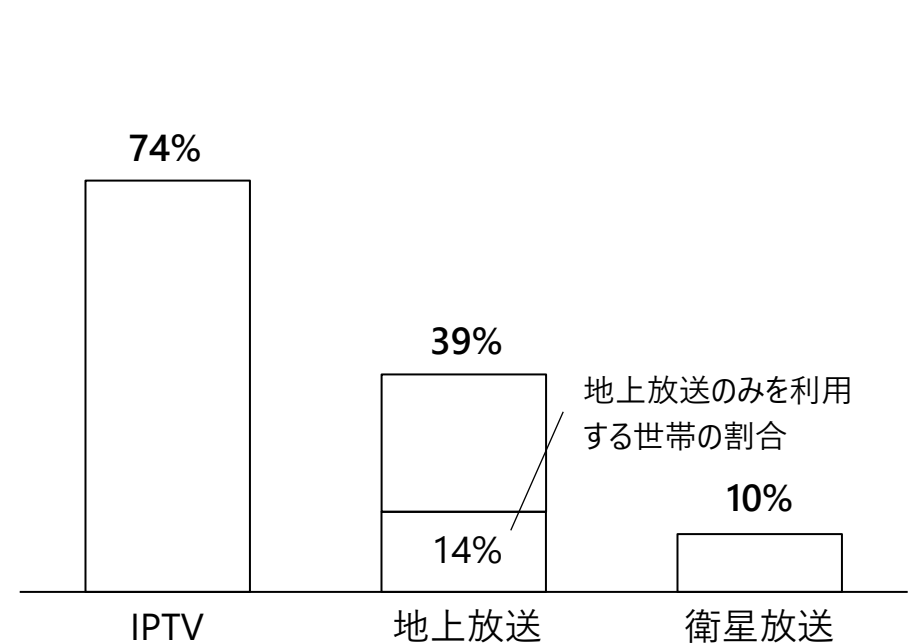
フランス | 地上放送の利用状況

テレビ放送の視聴は映像視聴時間の65%程度。テレビ放送の中では、地上放送系の事業者の視聴時間が長い。しかし、テレビ放送の視聴手段としてはIPTVの利用率が最も高く、地上放送は4割弱。

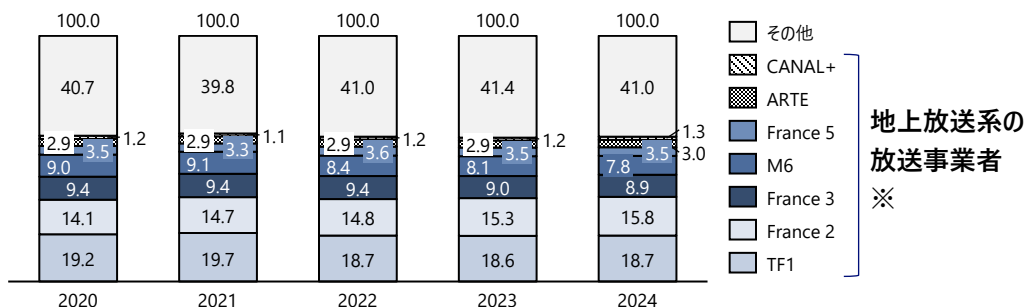
1日あたりの映像視聴時間（全デバイス・4歳以上個人・2025年）



テレビ放送の手段別の利用世帯率（2025年・テレビ保有世帯）



放送事業者別のテレビ放送の視聴時間シェア（4歳以上個人・%）



※ 1 主に視聴率が2%を超えるもののみを表示
 出所) Arcom(2025)「Annual Report 2024」

Arcom(2026)「地上デジタルテレビ放送およびテレビメディアの将来に関する公開協議」

※ 2 複数の視聴手段を併用する世帯も存在するため、合計して100%とはならない

※ 3 「IPTV」は、インターネット経由の動画視聴は含まず、通信会社が提供する専用の閉域回線経由のサービスのみ含む(日本の「ひかりTV」に相当するサービス)

フランス | ユニバーサルアクセスの規定

ユニバーサルアクセスの基準では、対象チャンネルと視聴者への到達手段の両面で、地上放送が特別に位置づけられている。また、地上放送の難視聴地域には政府の支援策も存在する。

放送のユニバーサルアクセスに関わる規定

■ 「無料の全国向け地上放送チャンネル」を対象として、以下の義務・権限が規定されている

- ① 放送事業者は、地上放送でフランス本土人口の95%をカバーしなければならない
- ② フランス本土人口の100%に無料で届けられなければならない（手段として、地上放送、衛星放送が例示）
- ③ Arcomは、県ごとに地上放送での最低カバー率を定めることができる ※実際には全国一律で91%と定められている

出所) 1986年通信自由法第96-1条

地上放送の難視聴地域に対する支援

■ 自治体等による再送信

地上放送の難視聴地域で、自治体やその連合体等が、小規模地上送信所を整備・運用できる制度。支援は政府からの資金援助ではなく、周波数の利用許可であり、全国約320局が運用されている

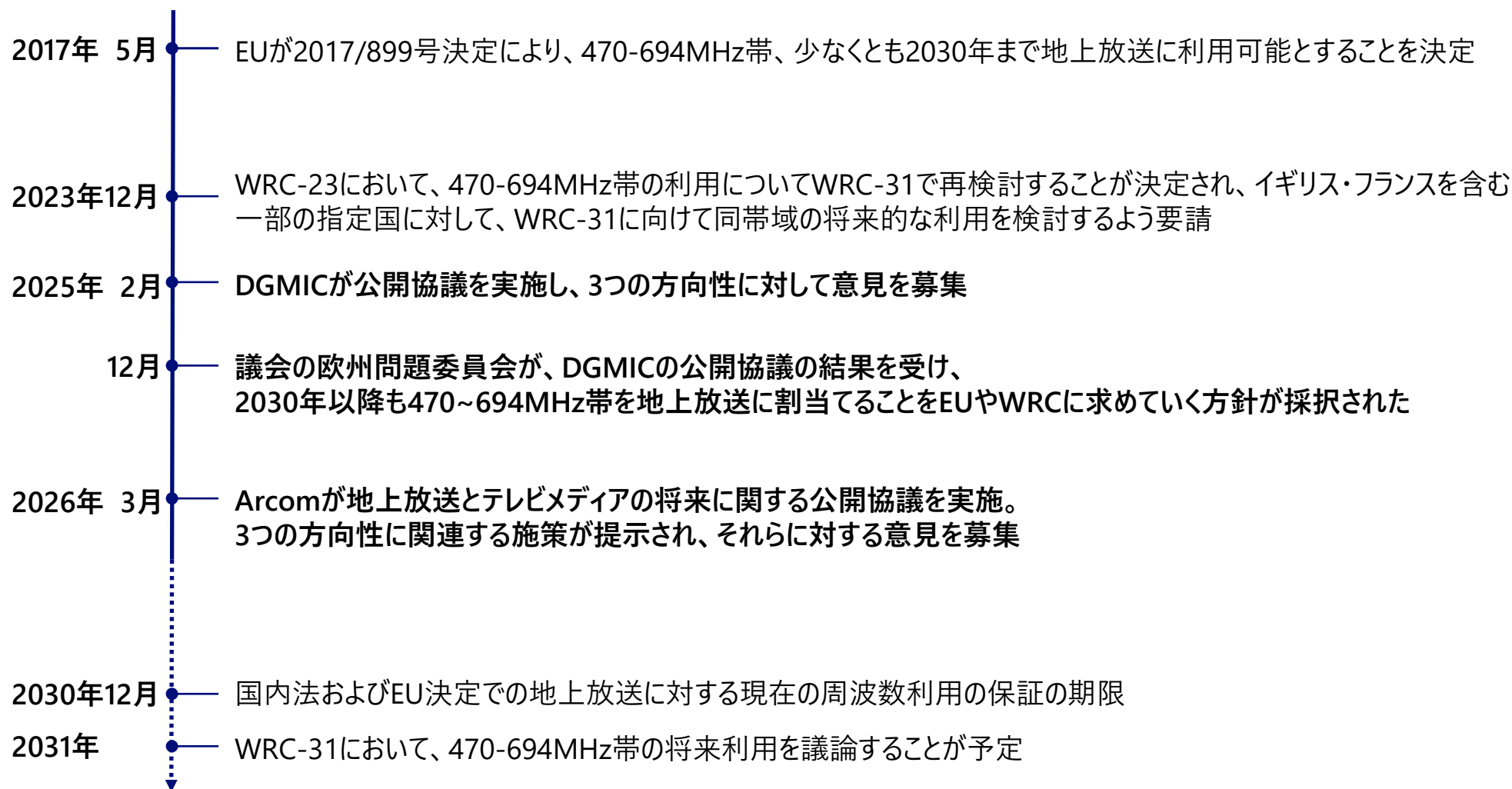
■ テレビ受信支援基金（FARTV）

周波数庁（ANFR）が管理するテレビ受信支援基金による制度。政府予算等を財源に、国境周辺での混信等により地上放送を受信しにくい世帯に対し、アンテナ改修や衛星・IPTV等への切替えを支援する。支援金の上限は、アンテナ改修120ユーロ、衛星・IPTV等への切替え250ユーロ、集合住宅の設備工事500ユーロ

出所) 1986年通信自由法第30-3条
テレビ受信支援基金に関する2017年5月10日付政令第2017-1048号

フランス | 地上放送の将来像の検討のタイムラインと関係者

WRCやEUにおける国際的な議論も踏まえ、政府や規制当局が公開協議によって事業者からの意見を聴取しながら、地上放送の将来像の検討が進められている。



フランス | 地上放送の将来像の検討で示された方向性と論点

DGMICから公表された公開協議（パブリック・コンサルテーション）資料では、地上放送やOTT等の伝送手段のメリットや制約が比較され、3つの方向性に対して意見募集が行われた。

伝送方法	メリット・必要性	制約・課題
地上放送	<ul style="list-style-type: none"> 低所得層や高齢層、農村部の住民にも利用しやすい 危機発生時の国民への情報伝達ツールとして重要（95%の人口をカバーし、かつ自然災害やサイバー攻撃に強い） 適切な規制により、指定したチャンネルに高い視認性（目立ちやすさ）を与えられている IPTVやOTTと比べて消費電力が小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者の減少による一人当たりのインフラコストの上昇 移動通信への周波数割当てニーズの高まり 周波数の制約から、4Kの導入に遅れがある
インターネット配信（OTT）	<ul style="list-style-type: none"> サービス開発の自由度と迅速性が高い スマートフォンやPC等様々なデバイスに対応できる 利用データの分析により、視聴者や広告主に合わせてコンテンツを最適化できる 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルに不慣れな利用者が利用しづらい ブロードバンドが普及していない地域がある 大手プラットフォームのUIやアルゴリズムに依存し、情報接触が偏り得る ネットワーク混雑の一因にもなる

地上放送の将来の方向性

- 現状維持：**双方向機能（追っかけ再生・見逃し視聴）の不足から、OTTへの視聴者の流出が進み、さらに収益性が悪化する
- 地上放送とインターネット配信のハイブリッド化：**
HbbTVやDVB-Iを導入することで、地上放送に双方向機能は付加できるが、**地上放送のインフラコスト負担等の問題は残る**
- インターネットによる配信への完全移行：**放送事業者のコストは大幅に低減され、周波数の再割当ても可能になる。
しかし、**通信帯域の混雑、エネルギー消費、危機発生時の信頼性、映像コンテンツの供給における主権、フランス産コンテンツの視認性に重大な課題が生じ得る**

出所) フランス文化省メディア・文化産業総局(2025)「2030年以降のフランスにおけるテレビサービスの放送・配信の展望に関する公開意見募集」
Arcom(2026)「地上デジタルテレビ放送およびテレビメディアの将来に関する公開協議」、DGMICに対するインタビュー（2026）

フランス | 地上放送以外での放送コンテンツの伝送

衛星放送やCATV/IPTVでは地上放送チャンネルの再送信制度が設けられており、地上放送以外でも同等に近い番組の視聴環境が提供されている。同制度では、フランス・テレビジョンが提供する24地域別のローカルニュースも、再送信義務の対象となっている。

衛星放送及びCATV/IPTVでの地上放送チャンネルの再送信

France 3（フランス・テレビジョン）におけるローカルニュース枠

	衛星放送	CATV / IPTV
送信義務と費用の規定	<ul style="list-style-type: none"> 無料の全国向け地上放送の事業者は、これらの番組を同一の衛星放送事業者に共同で提供する 衛星放送事業者はそれらを無料で再送信する 衛星放送事業者は、France 3 の地域番組一式を本土全域に提供する。そのための費用は、国が当該会社に補償する 	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送を追加料金なしで提供する 無料の全国向け地上テレビチャンネルの放送事業者は、CATVやIPTVなどの事業者に、再送信を求めることが可能
実際のサービスでの義務の履行	<ul style="list-style-type: none"> TNT SAT及びFRANSATで地上放送チャンネルの再送信が提供されている 	<ul style="list-style-type: none"> 主要なCATV/IPTV事業者で再送信が実施されている

■ フランス・テレビジョンは、フランス3において、朝・昼・夜に24地域別のローカルニュース枠を保有している



※iciはフランス・テレビジョンとラジオ・フランスのローカル番組・ニュースの共通ブランド
 出所) フランス・テレビジョン公式サイト

出所) 1986年通信自由法第98-1条、34-2条、34-4条

オーストラリア | 地上放送以外での放送コンテンツの伝送 | 衛星放送を用いた放送のセーフティネット

オーストラリアでは、地上放送の受信環境が不十分な地域における視聴者向けに政府が助成する無料衛星放送サービスの「VAST」が提供されている。

制度の趣旨	地上デジタルテレビ放送を十分に受信できない地域・世帯に対し、衛星経由で無料地上波相当のテレビ・ラジオサービスを提供する補完的仕組み
根拠法令	Broadcasting Services Act 1992（放送サービス法） Part 9C「衛星を利用して提供される商業テレビ放送サービスへのアクセス」
運営主体	地域放送事業者のコンソーシアムにより運営 （主な事業者：WASatcoPtyLtd、EasternAustralia、SatelliteBroadcastersPtyLtd等）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 地上放送の難視聴地域の住民 デジタル移行後受信できなくなった視聴者 キャラバン旅行者 等
必要設備	認証された衛星受信設備（STB及びパラボラアンテナ）、デコーダ用スマートカード
視聴制御	デコーダ用スマートカードによる鍵管理で視聴権限を管理し、住所・受信環境・免許区域等に応じて視聴可能なチャンネルを制御
提供コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送ABC、SBSのテレビ・ラジオチャンネル、および地域・免許区域に応じた商業テレビチャンネル 商業チャンネルは、利用者の登録住所・資格に応じて視聴可能なサービスが決まる
ローカル放送	地上放送よりも粗いエリア単位でローカル放送を実施しており、公共放送は7エリア、民間放送は3エリア単位で提供されている
資金及び現在の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 政府予算（2031 - 2032年度まで延長） 2009年度から2024年度にかけて総額1億7270万豪ドル
課題	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネットとしてのVASTの必要性は認められており、政府予算は2031-2032年度まで延長された ただし、インフラの老朽化や先住民居住区における保守コスト、利用者が限られるサービスに対して公費を投じ続けることが課題となっている（人口の約98%が地上放送のカバー地域に居住しており、VAST利用者は1%程度）

まとめ

英仏では、視聴者の減少による地上放送インフラの維持コストの課題を踏まえ、地上放送の停止とOTTへの移行も選択肢に含めた地上放送の将来像の検討が、官民の連携のもとで行われている。

■地上放送ネットワークインフラの課題

- 英仏では、テレビ放送の視聴時間の減少に加え、地上放送以外の視聴手段への移行も進んでいる
- その結果、固定費型の地上放送インフラは、視聴者一人あたりのコストが上昇し、ビジネスの持続可能性が課題となっている

■地上放送ネットワークインフラの将来像の検討の動向

- 英仏では、地上放送の停止とOTTへの移行も選択肢に含めた将来像の検討が、官民連携で進められている
- 地上放送の縮小・停止を検討する上では、地上放送が担ってきた放送へのユニバーサルアクセスをどう維持するかが主要な論点となっている
- 従来から、地上放送以外の放送コンテンツの伝送手段として、衛星放送、CATV、IPTVを通じた再送信が一部ローカル放送も含めて行われている
- 加えて近年は、イギリスのEveryone TVによるFreelyに代表されるように、放送事業者によるOTTでの視聴環境の整備が進められている

参考資料

イギリス | マルチプレックスとは

マルチプレックスとは、複数のチャンネルの信号を1つの周波数帯にまとめて伝送する仕組み、またはその伝送単位である※。イギリスでは9つが運用されており、それぞれに運営事業者が存在する。同一マルチプレックスに属するチャンネルは、地上放送インフラを共用して伝送される。

イギリスのマルチプレックスの一覧

対象エリア	区分	マルチプレックス名	運営事業者	含まれるチャンネルの概要	代表的なチャンネル
全国	公共用	マルチプレックス1	BBC	BBCのチャンネル	BBC One、BBC Two
		マルチプレックス2	Digital 3 & 4 (ITVとChannel 4の合併会社)	BBCを除くPSBチャンネル	ITV1、Channel 4、5
		マルチプレックスB	BBC Free To View (BBC系のマルチプレックス事業者)	BBC含むPSBチャンネル (HD画質)	BBC One HD、ITV1 HD、Channel 4 HD
	商業用	マルチプレックスA	SDN (ITV系のマルチプレックス事業者)	商業放送のチャンネル	QVC、U&Drama、5USA
		マルチプレックスC	Arqiva (送信インフラ事業者)	商業放送のチャンネル	Sky Mix、U&Dave、Sky Arts
		マルチプレックスD	Arqiva (送信インフラ事業者)	商業放送のチャンネル	TLC、Quest、U&Yesterday
特定地域	地域用	マルチプレックスL	Comux UK (ローカル局向けのマルチプレックス事業者)	地域限定で配信される商業系チャンネル	Birmingham TV、KMTV、Latest TV
		マルチプレックス北アイルランド	Multiplex Broadcasting Services N.I. (北アイルランド向けマルチプレックス事業者)	北アイルランド地域向けのチャンネル	TG4、RTÉ One、RTÉ Two、RTÉ RnaG
		マルチプレックスマンチェスター	Entertainment Television (マンチェスター地域向けマルチプレックス事業者)	マンチェスター地域向けのチャンネル	That's TV (UK) MCR、That's TV 2 MCR、That's 60s MCR

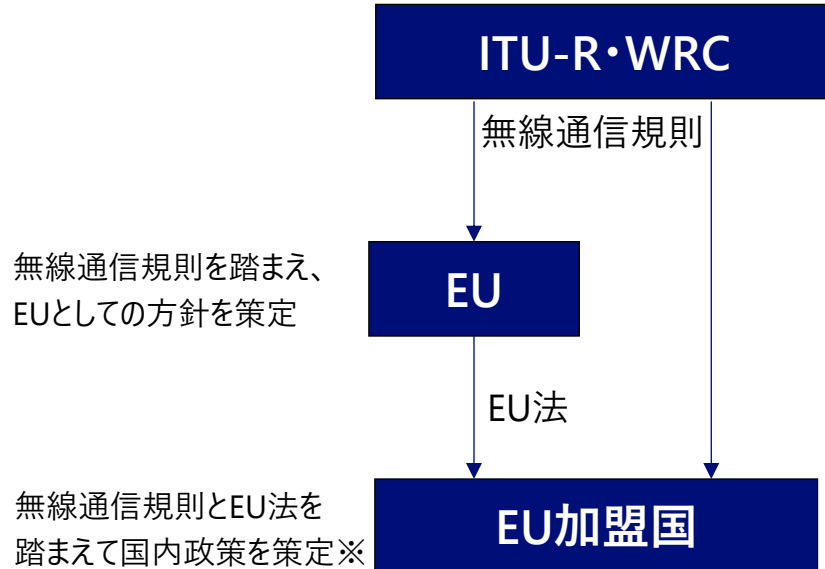
※マルチプレックス (多重化) を用いることで、番組ごとの容量需要に応じて帯域を柔軟に配分でき、限られた帯域内で効率的な伝送が可能となる

フランス | 移動通信用の周波数帯域の需要の高まり

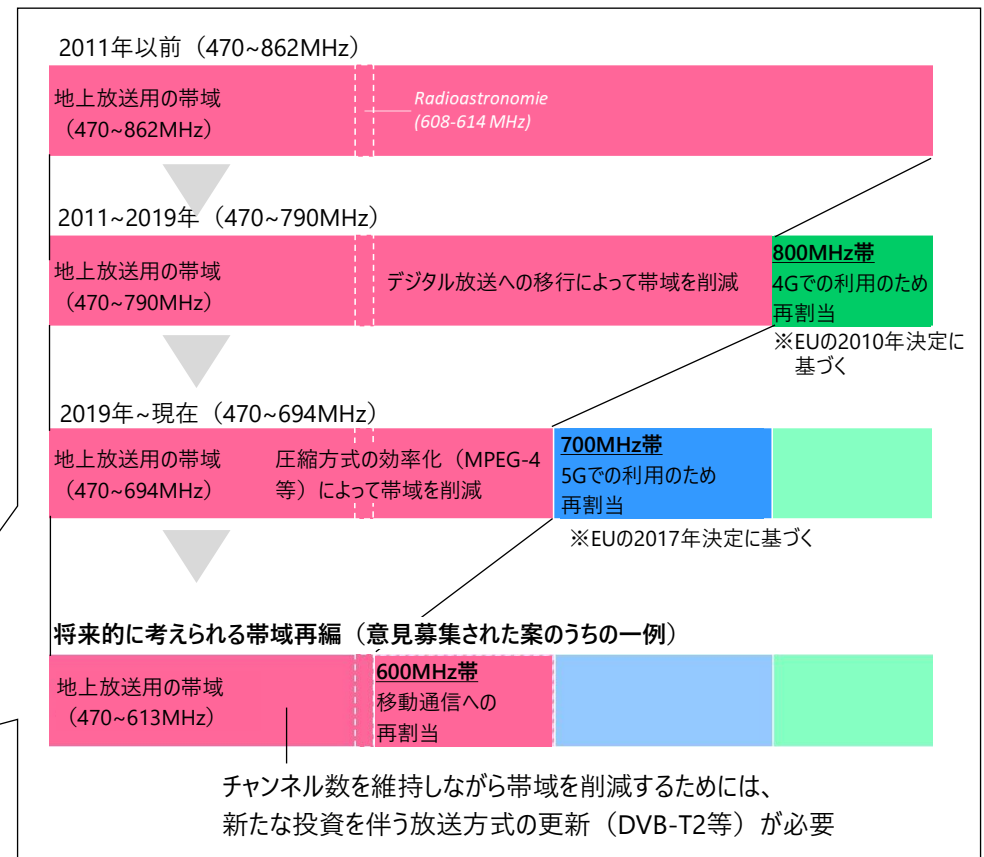
周波数政策は、ITU-RやEUの国際的な議論にも左右されるため、地上放送の将来に影響を及ぼす外的要因となり得る。フランスでは、国際的な議論によって地上放送に利用されている600MHz帯が将来的に移動通信向けへ再割り当てされる可能性も含めて議論されたが、最終的には現状維持を求めていく方針が示された。

ITU-R・EU・EU加盟国の周波数政策における関係

- 国際電気通信連合（ITU）の無線通信部門であるITU-Rは、国際的な混信防止や周波数分配の枠組みを担っている
- ITU-Rは世界無線通信会議（WRC）を主催し、各国が国際条約に相当する無線通信規則（Radio Regulations）の改正を協議する



フランスの地上放送用の周波数帯の移動通信への再割当て



※EU加盟国を含む欧州郵便電気通信主管庁会議 (CEPT) 加盟国は、CEPTにおいて欧州共通提案を作成し、WRCに提出している
 出所) DGMIC(2025)「2030年以降のフランスにおけるテレビサービスの放送・配信の展望に関する公開意見募集」をNRIが翻訳・追記

アメリカ | 地上放送以外での放送コンテンツの伝送 | 5G Broadcast

アメリカでは、既存の地上放送の周波数帯とインフラを活用し、5G Broadcastをスマートフォン向けの放送インフラとして整備する動きが民間主導で進んでいる。

5G Broadcastとは

- 5G Broadcastとは、5G技術をベースとして、映像や緊急情報をスマートフォン等へ一斉送信する放送方式である
- 通常の動画配信は、視聴者ごとに1対1で個別に配信するが、5G Broadcastは、放送波のように1つの信号を多数の端末へ同時に届けることが特徴である

5G Broadcastのメリットと課題

メリット	課題
同時多数配信に強い 同じ放送信号を多数の端末が同時に受信するため、視聴者が増えてもネットワーク負荷が増えにくい	双方向性が弱い 一斉送信であるため、OTTのような視聴履歴に応じたレコメンドやターゲティング広告などは難しい
通信回線に依存しない 通常の移動通信回線とは独立しているため、通信混雑の影響を受けない。SIM契約や通信料が発生しないサービスが可能	周波数帯と送信インフラが必要 周波数帯の確保と電波を送信するためのインフラが必要
テレビ受像機以外に届けられる スマホや車載端末など、テレビ受像機以外の画面に放送を届けられる	対応端末が必要 既存のスマートフォンでそのまま受信できるとは限らず、端末・アプリ側の対応が必要

アメリカでの5G Broadcast活用の取り組み

- アメリカでは、低出力ローカルテレビ局（LPTV）が保有する周波数帯と送信設備を、5G Broadcastをスマートフォン向けの放送インフラとして使う実証と、制度化に向けた検討が進んでいる
- HC2 Broadcasting（LPTV局を多数保有・運営する米国の放送事業者）は、FCC（米国の放送・通信規制機関）に対し、LPTV局が5G Broadcastを送信方式として使えるよう規則改正を要請した
- FCCは2025年5月、HC2の要望を受け、LPTV局が5G Broadcastを利用する案について意見募集を開始。既存のATSC 1.0／ATSC 3.0方式に加え、5G Broadcastを選択肢として認めるかが論点となっている
- また、商用受信機は2026年第2四半期、対応スマートフォンは同年第3四半期以降の展開が見込まれている



**Envision the value,
Empower the change**